

歯科衛生士の業務のあり方等に関する検討会 開催要綱

1. 趣旨

近年、少子高齢化の進展や歯科疾病構造の変化により我が国の歯科保健医療を取り巻く状況は大きく変化し、歯科衛生士の活躍の場は、歯科診療所だけではなく、病院や在宅等にも広がっている。

こうした状況を踏まえ、国民の多様なニーズに応え得る歯科衛生士の人材を確保するため、歯科衛生士の業務のあり方や歯科衛生士の必要数等に関して具体的な検討を行うこととし、歯科衛生士の業務の在り方に関する検討会を開催する。

2. 検討事項

- (1) 歯科衛生士の浸潤麻酔の研修体制等の整備に関すること
- (2) 歯科衛生士の必要数に関すること

3. 構成員

検討会の構成員は、別紙のとおりとする。

4. 運営等

- (1) 検討会は、医政局長が主催し、検討事項に応じて別紙に掲げる構成員により開催する。
- (2) 検討会においては、必要に応じ、別紙の構成員以外の学識経験者、実務経験者等の出席を求めることができる。
- (3) 2. 検討事項(2) 歯科衛生士の必要数に関することについては、医政局長が別に開催する「歯科医療提供体制等に関する検討会」における議論を参考に検討を行い、必要に応じて議論の経過を当該検討会に報告すること。
- (4) 検討会には座長及び座長代理を置く。座長は、検討会を代表し、会務を統括する。
- (5) 検討会の庶務は、医政局歯科保健課が行う。
- (6) 会議は、原則公開とする。ただし、会議を公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人又は団体の権利利益が不当に侵害される恐れがある場合、自由闊達な意見交換に支障があると判断される場合など、必要があると座長が認めた場合は、会議を非公開とすることができる。会議を非公開にする場合でも、開催予定とともに非公開である旨及びその理由を公開する。
- (7) 会議資料及び議事録については、後日ウェブサイトにおいて公開する。ただし、議事内容により非公開にする必要があると座長が認めた場合には、非公開である旨及びその理由を明示するとともに、座長が認める範囲において議事要旨を公開する。
- (8) この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し、必要な事項は、座長が定める。